

議案第 号

福島市議会の会期等に関する条例制定の件

本議案を、地方自治法第百九条第六項及び福島市議会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成二十六年六月 日

福島市議会議長 佐藤 一好様

提出者

議会議事運営委員会 委員長

高 木 克 尚

(別紙)

福島市議会の会期等に関する条例

(会期)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第百二条の二第一項の規定に基づき、議会の会期は、八月一日から翌年七月三十一日までとする。

(定例日)

第二条 法第百二条の二第六項に規定する定期的に会議を開く日は、次のとおりとする。ただし、その日が福島市の休日を定める条例（平成元年条例第二十三号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日とする。

一 九月及び十二月の一日

二 翌年三月及び六月の一日

(委任)

第三条 この条例に定めるもののほか、福島市議会の会期等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年八月一日から施行する。

(福島市議会定例会の回数を定める条例の廃止)

2 福島市議会定例会の回数を定める条例（昭和三十二年条例第二十一号）は、廃止する。

(提案理由)

議会機能の更なる強化及び活性化、主体的な議会活動、緊急時における迅速な議会対応等を図り会期を通年とするため、条例を設けるものである。